

川西市で、「地方自治と子ども施策」の 全国自治体シンポ開催

シンポジウム報告

—「地方自治と子ども施策」自治体シンポジウム2002—

(於: 兵庫県川西市: 2002年8月1日~8月2日)

喜多明人 (早稲田大学教授)

こんにち、地方自治において子どもにかかわる施策は、これまでも増して重要な意味をもちつつあります。「地方分権」時代に入り、多様に変化する社会のなかで、子ども施策は地方自治体の独自・固有な、そして総合的な施策として、より創造的な取り組みが必要となっています。すでに、そのような観点から、多くの自治体でさまざまな取り組みが進められようとしています。

初の全国自治体シンポ全体会に500人

そこで、川西市(兵庫県)および子どもの権利条約総合研究所(東京都)は、同市を会場として2002年8月1日(木)13時~8月2日(金)16時30分にわたって、「『地方自治と子ども施策』自治体シンポジウム」(後援=兵庫県人権教育推進センター・ユニセフ兵庫県支部)を開催しました。参加者は自治体職員のほか市民、子育ての実践家、自治体議会関係者など多彩で、一日目全体会には約500人、二日目の分科会等に200人の参加が得られました。

このシンポジウムは、「より地域・市民に根ざした創造的な子ども施策に取り組もうとする自治体の、相互の施策交流、情報交換、関係職員の研修・研究の機会として、これを開催しようとするもの」です。参加自治体が「可能な範囲で相互に情報を提供しあい、それぞれの子ども施策、または子どもをコンセプトとするまちづくりの、充実と発展に資することを目的」とします。また、そのために、このシンポジウムでは、「子ども施策に携わる自治体関係者と研究者等との連携・協力を図るなかで、子どもの最善の利益をめざす建設的な対話」につとめることが求められました。当日の開催協力団体(報告自治体)は、7府県(青森県、宮城県、神奈川県、埼玉県、大阪府、滋賀県、高知県)、13区市町(川崎市、日野市、国立市、中野区、鶴ヶ島市、八千代市、小杉町、多治見市、高浜市、近江八幡市、豊中市、箕面市、泉大津市)の20自治体に及びました(中野区・当日追加)。

グローバルスタンダードに基づくローカルネットワークづくりの提唱

このシンポジウムは、大きく3つの意味があったと考えられます。第一には、確かに今回のシンポの盛況は開催自治体である川西市の努力に負うところ大ですが、21世紀に入り、自治体職員にとって子どもの権利保障を軸に置いた研修、情報交換が必要不可欠になってきた、ことです。時代は、これまでのような国主導の子ども政策から、地方分権・自治の趣旨に基づく総合的な地域「子ども施策」へと移っています。そのような総合的な施策を進めていく上で欠かせない力量(たとえば、「庁内調整」や「新規予算化」、「議会対応」など)を職員が身に付けていくことが課題となってきたことがあげられます。

第二には、総合的な子ども施策づくりにおいて、縦割り行政の壁、職員の「職域意識」の壁を克服し、新規に予算の裏づけをとり、自治体固有の子どもの権利実現を方向付けていくためには、それにふさわしい法的な枠組み、すなわち要綱行政の枠を越えた「子ども(の権利)条例」という法的枠組みが欠かせないことが自覚されてきたことです。

第三には、これまで国主導のナショナルミニマムによる管理型子ども政策に依存してきた20世紀社会を、さらに子どもの権利水準をアップしていく21世紀型社会に転換し、かつ権利実現における「地域間格差」を生じないためにも、グローバルスタンダードとしての子どもの権利条約にもとづくローカルネットワークづくりを拡大していくことが必須の課題になってきたことです。

☆問い合わせ等 川西市生活・人権部人権推進室人権推進課
川西市子どもの人権オンプズパーソン事務局
(担当: 吉永・松村)
〒666-8501 兵庫県川西市中央町12番1号
電話 0727-40-1235 FAX 0727-40-1233

(2ページへつづく)

NEWSLETTER No.63 CONTENTS

シンポジウム報告

・「地方自治と子ども施策」自治体シンポジウム2002 /1

子ども関連TOPICS

①日本子どもNPOセンター設立に向けて /5

②「国定」道徳副教材「心のノート」で子どもたちは /6

フォーラムだより

・子どもの権利条約フォーラム2002 テーマ決定!! /7

イベント

・子どもたちと弁護士がつくる芝居「もがれた翼 パート9」 /7

お知らせ

①「教育と文化を世界に開く会」誕生 /8

—教育基本法「改正」問題について考える新グループ—

②「子どもの権利研究」創刊 /8

Report

「地方自治と子ども施策」自治体シンポジウム2002

シンポジウムⅠ

(第1日目 13:20~15:40)

「子ども条例」の意義と 制定・実施の課題

▶ 安部 芳絵 (早稲田大学大学院)

近年、子育て環境の整備を中心とした従来の子ども施策を越えて、子ども自身の成長の支援やその条件整備をすすめる子ども施策の必要性が増している。その具体的な例である「子ども条例」の意義と制定・実施の課題について荒牧重人山梨学院大学教授をコーディネーターに3つの自治体から報告があった。

大阪府箕面市は、子ども施策推進のための原則条例である「箕面市子ども条例」を1999年9月に制定した。96年のゲームセンター建設に反対する運動を発端として、97年に市は青少年健全育成条例検討委員会を設置した。話し合いを重ねる中で単なる青少年健全育成ではなく子どもの権利の視点を盛り込んだ提言が98年にだされている。これを受けて家庭の役割の重視やおとなと子どもの役割と責任および公徳心の重視に関して議会での修正を経て、99年、「子どもが幸福に暮らせるまちづくりを大人と子どもとの協働により実現することをめざし、すべての子どもたちを育てるにあたっての基本的な考え方と、取り組みの方向性を」示した条例が制定された。

兵庫県川西市は子ども救済のための「川西市子どものオンブズパーソン条例」を1998年12月に制定した。個別具体の子どもの救済や子どもの人権への対策が、当事者である子どもの立場に立って講じられるようつくられている。オンブズパーソン3人とそのスタッフである調査相談専門員(相談員)3人、事務局配置職員2人は①相談活動、②調査活動、③広報・啓発活動(予防的活動)を行っている。また、オンブズパーソンおよび相談員は全て名前と顔を公表しており、「顔を知っている人の方が相談しやすい」という子どもの気持ちに配慮した工夫が随所に見られる。

神奈川県川崎市では、2000年12月に子どもの権利実現の総合的な条例である「川崎市子どもの権利に関する条例」が制定された。条例案は市民そして子どもとともに作りあげたものである。当事者である子どもたちにもわかりやすく響く表現として、「安心して生きる権利」「ありのままの自分である権利」「自分を守り守られる権利」「自分を豊かにし、力づけられる権利」「自分で決める権利」「参加する権利」「個別の必要に応じて支援を受ける権利」の7つが定められている。

各自治体の報告に続いて、①なぜ条例が必要か、条例化が有効な課題はなにか、②それを通して子ども施策はどのように展

望できるか、③子ども施策の評価にかかわる課題はなにかについて討議がなされた。これらの課題はその後の分科会でも引き続き話し合いがなされた。

第1分科会

(第1日目 16:00~18:00 第2日目 9:30~12:00)

自治体で取り組む 子ども救済

▶ 吉永 省三 (川西市子どもの人権オンブズパーソン事務局)

第一分科会「自治体で取り組む子ども救済」では4つの自治体(3県1市)からの報告があった。報告順に挙げると次のとおり。青森県「虐待防止対策及び支援体制の強化」、泉大津市「地域連携における児童虐待防止への取り組み：泉大津市児童虐待防止ネットワーク(CAPIO)」、神奈川県「かながわ子ども人権相談室事業」、埼玉県「埼玉県子どもの権利擁護委員会について」。

第一日目に上記の各報告を受けた。前二者は虐待防止対策にやや特化した取り組み、後二者は第三者機関による子どもの人権救済システムの構築をめざすものといえた。報告概要は以下のとおり。

青森県(人口約148万人)では家庭内虐待による子どもの死亡事件を契機に児童福祉司を01年度に23名から46名に倍増、02年度には57名に、さらに児童相談所3を6に増設して心理判定員を計22名配置など、とくに虐待防止対策として児童相談所の機能強化を図っている。泉大津市(約7万8千人)では99年から「児童虐待防止ネットワーク設置要綱」を施行。実質的なケース対応ができる関係機関ネットワークを児童福祉課が事務局となって推進している。その結果、虐待児童の把握が全国平均の5倍となったが、児童相談所との役割分担のもと迅速な対応が可能となり、学校や子ども施設現場等の安心感なども増している。

他方、神奈川県(約861万人)では「子ども人権審査委員会設置要綱」を98年に施行。同委員会は弁護士、医師、児童福祉専門家等8名による第三者的な専門調査機能を持つ。県の相談事業(子どもの人権ホットライン)、児童相談所、児童福祉審議会、児童福祉施設等に関係する審査・調査・意見具申等を行う。埼玉県(約700万人)では02年3月に「埼玉県子どもの権利擁護委員会条例」を制定(今秋施行予定)。子ども救済の専門性を持つ委員3名で構成。第三者機関(子どもオンブズパーソン)の機能・役割を予定している。児童虐待の急増、いじめや少年非行の深刻化等が制度設置の動機となった。

これらの報告を受け第一日目後半では会場参加者も含めた質疑応答・意見交換がもたれ、それらをもとに第二日目では子ども救済にかかわる、①都道府県と市町村との関係(役割分担・連携等)②福祉・教育の連携と第三者機関の役割③ボランティアな市民・団体との連携、の三つの論点から現状の交流、意見交換等がもたれた。

県レベルでは行財政改革の中での取り組みの困難さとともに一定特化した都道府県固有の役割等への志向が、また市レベルでは子どもに最も近い「実践の最前線」との指摘がみられた。学校との連携の困難さ、児童相談所の機能充実についての論議もみられ、その中から虐待防止対策と子どもの人権救済の違いがややうきぼりになった。子ども不在の救済議論に陥ってはならず、その観点から第三者機関や市民をつなぐ取り組みの重要性が示唆されていたといえる。

第2分科会

(第1日目 16:00~18:00 第2日目 9:30~12:00)

自治体ですすめる 子どもの参加・参画

▶ 安部 芳絵 (早稲田大学大学院)

第2分科会は「自治体ですすめる子ども参加・参画」をテーマに山本克彦さん(聖泉短期大学)、足立勇さん(質面市総務部)がコーディネーターとなって進められた。1日目は、まちづくりへの子ども参加をしている4自治体が、2日目は学校や福祉計画への参加など3自治体が報告している。

1日目の「みやぎ子ども議会」(鈴木経浩さん、宮城県保健福祉部子ども家庭課)は平成8年度から10年度までのあらかじめ期間を設定された事業であった。公募で集まった中・高校生約60人があらかじめ設定された議事テーマに沿って委員会ごとに審議を行い本会議で報告するという方式であった。

「ハートランドはちまん議会ジュニアと遊び場づくり」(浜田千春さん、滋賀県近江八幡市健康福祉部児童家庭課)では、平成9年度・12年度の2回行われた遊び場づくりの計画・施行段階からの子ども参加を中心に報告が行われた。

「『中学・高校生のためのまちづくり講座』について」(荒木孝信さん、大阪府豊中市政策推進部まちづくり支援課)は、まちづくりの担い手であり次世代のおとなでもある中学生・高校生に、新鮮な視点でまちを点検し、異なる立場の人が住みあうまちの“公共性”について考えてもらう講座で、平成9年から始まった。

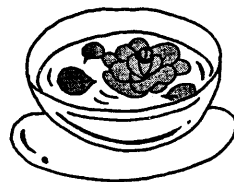
「子ども意見発表事業『子ども報道番組ズーム・イン・なかの一』」(伊東幸子さん、東京都中野区地域センター部女性・青少課)は、子どもにとって身近な地域から子どもの目線で問題点を発見し、正確で公正な報道と責任ある意見表明権について理解を深め、区政へ参加していこうという意識を育てることを目的としている。

2日目の「鶴ヶ島市における子ども参加による開かれた教育の仕組み」(増森幸八郎さん、教育委員会社会教育)では、全国でも珍しい小・中学校の学校協議会への子ども参加や子ども参画による教育理念・大綱の策定についての報告があった。

「21世紀子ども参画社会づくり事業」(東史織さん、滋賀県健康福祉部児童家庭課)は、次代の主人公である子どもたちの健全な育成を図る観点から、平成12年度より行われている「21世紀淡海子ども未来会議」の設置と子ども県議会の開催について報告があった。

最後の報告は、「地域福祉計画モデル事業について」(元木重幸さん、愛知県高浜市幼児センター子ども課)であり、子どもの権利条約に関する学習会をしながら子どもたち向けのアンケート調査を行うなどしている。平成14年度は子ども憲章の策定もめざしている。

7自治体の取組みは多岐にわたっているが、主体である子どもたちが集まりにくい、サポーター・ファシリテーターの不在、などが共通した課題として見られた。また、全国から集まった自治体関係者からは、参加していない子どもへのフィードバックや市民・NPOとの連携など実践的な疑問が投げかけられており、関心の高さが伺えた。



第3分科会

(第1日目 16:00~18:00 第2日目 9:30~12:00)

進行中の 「子ども条例」づくり

▶ 出川 聖尚子 (湘南工科大学)

第三分科会では〈進行中の「子ども施策」づくり〉をテーマに、県・市・町という規模が異なる4つの自治体から報告を受け、条例づくりにともなう諸課題について討議が行われた。参加者は自治体職員、市民団体、自治体の議員、市民など多様であった。

第一日目は自治体の報告が中心にすすめられた。まず、富山県小杉町から「進行中の「子どもの権利条例」づくり」というテーマで報告が行われた。策定過程において民意が反映されることを重視し、条例策定の体制を整えていった経緯が語られた。次に岐阜県多治見市から「たじみの子どものいまと未来のために一多治見らしさが反映された市民参加型の条例づくりをめざして」というテーマで報告が行われた。「子どもの権利観」について市民一人ひとりの共通した認識が子どもの権利保障につながるという視点を重視し、その意識の浸透やシステムの構築を意識しながら条例の策定づくりが行われていることが語られた。続いて東京都日野市から「子どもの権利条例づくりについて」というテーマで報告が行われた。日野市では現在条例の着手段階であり、子ども条例づくりのためのプロジェクトチームが組織され庁内の体制づくりが行われているという条例づくりの出発点と経緯について語られた。さいごに高知県から「子どもの条例づくり事業」というテーマで報告が行われた。

シンポジウム報告

高知県は広域であるため、地域や学校、グループなどの小さな単位で「子どもに関する決まりごと」＝「子どもの条例」モデルプランをつくり、そのプランの調整をはかりながら条例をつくりあげるといふ子どもの条例策定のプロセスについて語られた。4つ目の報告自治体から条例づくりの課題として「子どもの権利を共通の認識にするにはどうすればいいのか」「自治体の独自性をいかした条例づくりとは何であるのか」「実効性のある条例をおこなうにはどうすればいいのか」、「子どもの参加・市民参加などのいい手段があるか」などが挙げられた。

第二日目は、前日の質疑をふまえて、①条約があるのになぜ条例が必要なのか、②庁内関係部局・市民・子どもなどとの合意形成する上での課題、③子どもの権利を保障する意義があるのかなどおもに3点について論議が展開された。さまざまな討議の中で、子どもの生活の場での権利を保障するために条例をつくる必要があるのではないかと、条例の策定の方法も市民参加の方法も原則などなく、自治体独自のあり方があるのではないかと、さまざまな子どもの施策を考える時にその根底には子どもの権利の視点が必要なのではないかなど意見が出された。

今回の報告によって条例の策定方法や内容、市民参加、子どもの参加の方法なども各自治体独自である一方、抱えている課題は共通していることが明らかとなった。こうした議論の場が設けられたことは条例づくりを模索する上で報告者・参加者にとって有意義であったのではないかと考えられる。

シンポジウムⅡ

(第2日目 13:00~16:00)

子どもの施策の いま、これから

▶ 内田 宏明 (子どもの権利条約総合研究所特別研究員)

☆シンポジスト報告

●大阪府報告「子ども総合プラン(仮称) 策定について」

従来から児童相談所における活動や、子どもの権利ノートなど全国に先駆けて取り組みを行っている大阪府では、ポストエンゼルプランの総合的な子ども施策の計画である「子ども総合プラン(仮称)」の策定が2002年11月を目標に進められている。この策定に当たっては教育委員会、福祉部、生活部を横断的に連携させた「子ども関連施策調整部会」を新たに創設し、教育・福祉・医療・保健各分野の個々の事業レベルをも対象として相互調整を図っている。プランの基本理念として、「子どもがひとりの人間として尊重され、豊かな夢を育むことが出来る都市(まち)大阪」を掲げており、虐待・いじめ・体罰・セクハラなどからの救済、子どもが参加型の社会づくりの推進など、子どもの人権尊重と権利擁護を中心的な施策と位置付けている。子どもの権利擁護システムに関しては、その明確化を現在検討しているが、第三者機関とすることは想定されていない。

●八千代市報告「エンゼルプランの虐待防止策から発展してきた第三者性重視の「子ども人権ネットワーク」について

1996年に市単独事業として育児支援センター「ステップ21」を立ち上げ、その運営に保健士・保育士等の専門職や民生児童委員等の住民代表からなる推進会議を開催するという先進的取り組みを行った。次いで1999年には市民各界代表、研究者、庁内各部署からなる「子どもにやさしいまちづくりプラン策定会議」を設置し、7種類のアンケート調査を実施するなどして八千代市版のエンゼルプランを練り上げた。これに関しては福祉関係部局が中心になって動いたが、教育委員会との連携がスムーズにいったわけではなかった。また、虐待からの子ども救済システムの確立に関しても課題は残った。そこで、2002年5月虐待防止を含め、子どもの人権救済・子どもの権利実現を目標とし、行政と市民が連携して「子どもの人権ネットワーク」を立ち上げた。行政サイドが、市民グループを信頼し、パートナーシップを形成することで、むしろ市民がこの取り組みを主導するようになっている。

●国立市「『子ども白書』づくりの取り組み」

国立市では学校教育において危機的な状況が生じていたが、これを立て直すために教育委員会が中心となって「子ども総合計画」を立案した。これは、「子どもの立場に立ち」、「子どもが人として尊ばれ、生きる権利を保障される」理念を謳った新しい計画として、子ども自身が子ども調査を行う「子ども調査隊」による「子ども白書」づくりなど、子ども参加を進めながら2000年度から取り組んだ。

☆論議

●論点：1府2市の報告と各分科会における論議の報告を受けて、行政が中心に作成した「エンゼルプラン」から、子どもの権利・市民参加視点に基づく「ポストエンゼルプラン」「子ども総合計画」にいかんにして自治体で取り組むか探っていく。

●計画立案における市民参加に関する議論

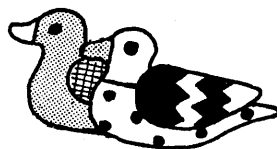
八千代市がいいモデルとなる。市民グループへの信頼がパートナーシップ形成のまさに第一歩となる。

●計画に位置づけられる子どもの権利救済機関のあり方に関する議論

第三者機関とすることが極めて重要ではないか。子どもと大人の関係性の再形成、子どものエンパワメントのための取り組みとして第三者機関は不可欠ではないか。

●コーディネーター森田明美氏(子どもの権利条約総合研究所副代表)まとめコメント

各自治体で様々な取り組みがなされていることが、この自治体シンポジウムを通して参加自治体間で情報共有された。先進的と思われる施策を展開している所もあれば、これから如何に取り組むか模索中の所もある。これからの施策化の努力は、行政的・政治的に通りやすい少子化対策・子育て支援策・虐待防止の旗を掲げながら、その中に子どもの権利・市民参加視点を盛り込んでいくことに注ぐことにあるのではないだろうか。



～子どもの未来を変えるために～

日本子どもNPOセンター設立に向けて 設立発起人懇談会を開催

林 美栄子 (日本子どもNPOセンター設立準備委員会・事務局)

2002年6月29日、『日本子どもNPOセンター』設立準備委員会は、子どもに関わる市民団体の全国的なネットワークをめざして設立発起人懇談会を開きました。2001年12月末に有志による準備会が発足し、懇談会当日までに、市民団体・個人・研究者など幅広い分野から集まった設立発起人が111人を数え、当日は64人の参加を得ての開催となりました。

会場となった「江東区子ども家庭支援センター・みすべ」は、日本子どもNPOセンターの設立準備委員長・発起人代表である新澤誠治（現・東京家政大学教授）が今年3月まで所長をつとめていた子育て支援のひろばです。この日も夕方開場時間まで地域の親子がにぎやかに集っていました。

前半の懇談会は新澤誠治のあいさつから始まり、「地域で人と人が出会い、輝き、支え合い、子どもの笑顔を生み出していこうとする活動が、大人の責任として全国に広がることを望んでいます。日本子どもNPO活動センターの活動が、この、親子が集う現場からスタートすることにも意味を感じます」と、日本子どもNPOセンターへの思いと、地域で子育てを支えることの必要性や意義について語りました。

当初から準備をすすめてきたメンバーの一人である福田房枝（子ども劇場全国センター）は、「ここ数年、子どもへの虐待や“14歳”“17歳”問題がクローズアップされるなか、これら問題の本質は、どれも同じ“孤立化”ではないでしょうか。個々の団体や個人がそれぞれの場所で活動するだけでは、もう解決できないところまで来ています。幅広いネットワークを組んで情報を共有化することが必要だと感じ、わたしたちは“子育ての社会化”、子どもを人として尊重する“子ども観の確立”、“国への政策提言”など、共通した課題に取り組むというミッションで集まりました」と、設立に向けたこれまでの経過を報告し、「このセンターの設立は、誰か一人が考え出したことではありません。子どものためのセンター構想を声に出して話せば話すほど、多くの人がこの閉塞した社会を変えていく必要性について同じ認識をもっていることがわかりました」と話しました。

経過報告後、土屋美恵子さん（保育サービスひまわりママ）が設立趣意書を読みあげ、その後、参加者の名から、原田正文さん（こころの子育てインターネット・関西）、早川信夫さん（NHK）、濱砂圭子さん（男女・子育て環境改善研究所）、清川輝基さん（チャイルドライン支援センター）、山中健一さん（フリースクール全国ネット）、吉野隆之さん（厚生労働省）、らがそれぞれの思いを語ってくださいました。

「思春期の子どもを診ていると、どうしても乳幼児期をなんとかしなければという思いが強くなり、個人的に子育て支援活動をはじめました」と話されたのは小児科の精神科医でもある原田さん。ほとんどの方が、ご自身の活動を通じて母親と子どもをめぐる危機的状況を感じており、これまでも積極的に問題解決にあたってこられ

ました。だからこそ、この日本子どもNPOセンターの必要性を感じ、また期待を抱かざるをえないと、その思いを熱く語ってくださいました。

ご自身が不登校の経験を持つ田中さんは、「子どもたちの生き方が広がっていくためのセンターになってほしいと思います。子どもを人としてでなく『子ども』としてしか見てくれない大人の『子ども観』が変わることを期待しています」と、若者の視点から期待を述べられ、清川輝基さんは、「この国を、子どもが豊かに育つことのできる国に変えよう」と熱く呼びかけました。

最後にもう一人の代表である堀田力（さわやか福祉財団理事長）は、「現在の子どもを取り巻く状況は数十年前と比較して大幅に悪化しており、現在の子どもたちは危機的状況に直面しています。大人が作り上げてきたこの社会がいかに子どもに対して犯罪性をもっているか罪深く感じています。大人には子どもに対しての責任があります」と語り、9月21日の設立総会までにさらに発起人が集うことを期待すると締めくくりました。

後半の交流会では、山崎泰彦さん（上智大学）の「親の状況に関係のない、子どもに着目した公的支援制度が必要」という話や、蒲原基道さん（厚生労働省）の「各地のNPOの活発な動きを見るとき、地域を超えた広がり期待し、行政と子育て支援関係の団体との協働がすすむよう今後も協力したい」との挨拶がありました。

田中尚輝さん（NPO事業サポートセンター）の乾杯の音頭の後、韓国から東京シュレーの交流事業で来日していた金さんも交えて、参加者全員が発言しました。参加者の一人、佐倉でWAVEという子どもによる市民のための情報誌をつくっている山本智之さん（15歳）は、「こういうNPOをつくって勝手に大人が自己マン（満足）にひたったりしないように監視を続ける」とのことで、笑顔で聞きながらも気の引き締まる思いでした。今回の設立発起人懇談会は、笑いと和やかな雰囲気の中にも、この社会をなんとかよくしたいという、参加者一人ひとりの気概を感じるものとなりました。

●9月21日に設立総会と設立記念シンポジウム「子どもたちの“いま”と“これから”」（仮題）を東京・青山の東京ウィメンズプラザホールにて開催いたします。シンポジウムでは10代、20代のみなさんが自由に発言できる時間も設けます。発言者としての参加もお待ちしております（詳細は事務局TEL03-5785-1795にお問い合わせください）。

●事務局ボランティア、講演会やイベント時のボランティアを募集しています。活動推進の担い手として参加してみませんか。

「国定」道徳副教材『心のノート』で子どもたちは

大山 早苗 (子どもと教科書全国ネット21)

「心のノート」は、この4月に文部科学省が7億3000万円を費やし、全国の小・中学校に一斉に配布した道徳の副教材です。これを読んでまず著者名がないことに違和感を持ちました。小学生用3冊（低・中・高学年）と中学生用1冊の4冊全部が、「発行 文部科学省」としか書いてありません。こういう誰が書いたかわからないような副教材で「心」を管理しようとするところに恐ろしさを感じます。国家が心の中まで土足で踏み込んでいいのでしょうか。また、「ノート」という手法をとることで、子どもたちがこれに進んで書き込むことによって、押しつけられたと感じなくなることも心配です。

「あなたの心を美しくしてください」とあるけど……

すべてのページがカラーで、柔らかい色づかいやイラストのタッチ、写真など子どもを惹きつける工夫がされていますが、あちこちに虹、妖精、シャボン玉、美しい空、雲、海、木、夕焼け、富士山が登場して、「あなたの心を大きく美しくしてください」と言われると、薄気味の悪さを感じてしまいます。「心の東京革命」「心の教育」「心のノート」など、「心」がもてはやされていますが、都合が悪いことは、すべて「心」のせいにし、それを専門家（カウンセラー）に“きれい”にしてもらえれば解決するのでしょうか。子どもたちには悩み、考え、感じ、傷つき、成長する時間が必要だと思えます。

小学校低学年用に目を通して見ると、「学校大好き」「みんなのものを大切に」「美しいものを感じて」「あたたかい心で」「元気にあいさつ」「明るい気持ち」「しっかりやろう」「毎日を気持ちよく」……、内容の多くには文句のつけようがありません。しかし、子どもたちがいつも元気に笑っている、明るい気持ちでいられる日ばかりではないはず。この『心のノート』のように振る舞い考える子が「よい子」、このようにできない子は「ダメな子」というように、「理想の子ども像」を打ち出されると、本当に思っていることより、この『ノート』が求める、先生が求める、おとなが求める答えばかりを言うようになってしまうでしょう。

不登校経験者のKさんは、「子どもが悩みをもつことを、教師も親も恐れているのかもしれない。だから、“明るい子”の枠におしこめて、自分が安心しようとしている……。子どもが暗い顔をする、悩みを持つこと、悩みを持つことを罪悪視しないで！もっと、子どものひとつひとつの悩みに寄りそって！」と言っていました。子どもたちが求めているのは、このような「理想像」を提示することではなく、丸ごと自分を受け止めてくれるおとな、先生、家族の存在なのではないでしょうか。

「役割と責任」はあるけど……子どもの権利が抜けている

少年事件が目撃されたり、マナーや決まりを守ることができない子どもが多くいるような現実から、こうした『心のノ

ート』が受け入れやすい状況はあると思います。「もっと子どもにしつけが必要だ」という声もよく耳にします。しかし、小学校高学年用・中学校用を読んで一番感じることは、権利がすっぽり抜け落ちて、責任や義務ばかりが強調されていることです。子どもの権利が十分に教えられていません。「権利」というと、子どもの権利を言って甘やかすとか、自分の主張だけする、わがままを通すといったとらえ方をされがちですが、権利は、「一人ひとり違っていい」「あなたはあなたのみまでいい」「あなたらしく生きていい」と、自分を大切にすることではないのでしょうか。自分が大切にされ、自分を見つめることがあって、はじめて他者の権利を考える、他人を思いやる心が育つと思うのです。

いま子どもたち一人ひとりが、本当に大切にされているのでしょうか。自分の考えでやっている、自分の願い・望みだと錯覚させられて、実は親のため、先生のため、おとなのため、日本経済のため、日本のために尻をたたかれ続けています。

優しさを前面に打ち出しながら、国家主義をその背後に隠している

「新しい歴史教科書をつくる会」が教科書攻撃の運動を担って来ましたが、教育基本法「改正」の動きでは、「新しい教育基本法を求める会」がそれを担っています。その中心メンバーは重なっています。「つくる会」の運動は、教科書攻撃の運動だけではなく、一見無関係のように見える教育基本法「改正」の動きとも繋がっています。「求める会」は、「伝統の尊重と愛国心の育成」「家庭教育の重視」を強調しています。この内容は、中教審の教育基本法「改正」の中間まとめとも共通しています。

『心のノート』では、自分との関わりとして、家族、学校、地域、国が自然の広がりのように繋がられています。国家や政府が自分と自然に繋がった存在であるかのようにイメージさせられてしまいます。この『ノート』は、心の尊重・生命の尊重・自然環境の尊重とか、自然や人に優しくしようとありますが、実は優しさを前面に打ち出しながら、国家主義をその背後に隠しているといえるでしょう。

千葉発『Kid's Right's Wave!!』

～子どもと市民の参画で世界は変わる～

中村雪江（フォーラム実行委員会・事務局スタッフ）

6月に実行委員会が立ち上がり、約60名（若者20名、大人40名）が実行委員となっています。最初から若者が参画しており、若者の感性を最大限生かした千葉の特徴を出したいと思っています。テーマの決定についてはフォーラムへのイメージを言葉にして出し合い、ブレインストーミングで作りました。千葉から子どもの権利の認知と実現を発信しよう！そして日本、世界に大きな波紋を起こそう！これからは子どもや市民（NPO）の参画で社会を変えていこう！という強いおもととメッセージが込められています。

企画もほぼ出揃いました。実行委員が自分のやりたいことを提案し、実行委員会でプレゼンテーションをして決まった企画です。各々企画毎に数名でプロジェクトでつくり若者と大人がいっしょにイメージをふくらませながら準備しています。初日の全体プログラムは、1部では堂本知事と若者の対談（知事の出席交渉中）を、2部ではペルーの子どもからの報告、夜は若者の様々な表現の大交流会を計画しています。2日目は魅力的で興味をそそる20近くの分科会企画が出揃

い、教育会館のほぼ全館を借りて行います。子どもから大人までが参画でき、遊び心いっぱいものから、少しハードな内容のもの、そして今回は乳幼児も大切な参加者として位置付け「あそぼ あそぼ」が企画のひとつとしてあります。子どもが作る公立学校、子どもの居場所づくり、何でもだべり場、ワークショップで紙芝居、チャイルドラインからの発信、ペルーの子どもたちと語ろう、子どもの人権条例づくり、子どもの心を受け止めるワークショップ、養護施設を知っていますか？、何でも相談室、不登校・ひきこもりシンポ等々です。

実行委員会では、企画をすすめるだけでなく、子どもの人権の状況を学んだり、子ども自身の自発的な活動も紹介したりと視野を広げながらすすめています。地域からこのフォーラムに向けて盛り上げていこうということで、各地の子どもの人権の市民集会も開かれています。8月末から広報活動を展開し、開催当日までできる限りのアクションをしようと張り切っているところです。

イベント

見に来てください！『もがれた翼 パート9』

子どもたちと弁護士が作るお芝居「もがれた翼」もシリーズ第9作目になりました。ここまで続けてこられたのも、応援してくださる皆さんのおかげです。

このシリーズは、子どもの人権救済活動の中で出会う傷ついたり子どもたちの辛さ、おかれている状況の深刻さを、多くの市民に知ってもらいたい、そしてこの子たちを孤立無援にしないために何ができるのかを、皆で考えてもらいたいという思いで作り始めたお芝居です。虐待、いじめ、少年犯罪、児童養護施設問題など、現実起きた事件をモデルにしながら、弁護士が脚本を書き、高校の演劇部の生徒さんやOBたちと共に舞台上立って、体当たりの演技を見せてきました。毎年少しずつグレードアップして、「素人にしてはなかなか！」との評判も得られるようになってきました。

ことしは「こちら、カリヨン子どもセンター」（脚本 坪井節子）を上演します。自殺をはかり救急車で運ばれてきたこのみ。集団リンチ事件で見張りをさせられた健太。親とは暮らせない、帰る家のない子どもたちが逃げ込んでくる子どもセンターが舞台です。ここには子どもの事件専門の公設法律

坪井節子（弁護士）

事務所と暖かい食事とスタッフが待つシェルターがあるので。こんなセンターが欲しいという私たちの願いを込めて、お芝居にしました。さあ、どんな物語が展開するのでしょうか。

2002年9月14日（土）午後2時開演（1時30分開場）

会場 東京都児童会館ホール

渋谷区渋谷1-18-24 ☎ 03(3409)6361

入場無料・全席自由（定員760名）

演出 久保田邦明（東海大学付属高輪台高校教諭）

出演 東海大学付属高輪台高校演劇部有志とOBほか
東京弁護士会の弁護士

主催 東京弁護士会子どもの人権と少年法に関する特別委員会

共催 東京都児童館

ビデオ制作・販売支援 東京Ⅲソントクラブ

お問い合わせ 東京弁護士会人権課 ☎ 03(3581)2205

今までに見に来て下さっていた方も、初めてという方も、お誘い合わせのうえ、どうぞお出かけください。私も舞台上でお待ちしております（?!）。

「教育と文化を世界に開く会」

——教育基本法「改正」問題について考える新グループが誕生——

昨年11月の中央教育審議会への見直し諮問で注目される教育基本法「改正」問題。「教育と文化を世界に開く会」は、教育基本法「改正」の動向を見守り、その「改悪」に反対するグループです。中教審の審議が具体的に始まった3月ごろから、幾人かの有志で結成の動きがあり、7月18日に声明「教育と文化を世界に開かれたものに——教育基本法「改悪」に反対する呼びかけ」を発表しました。呼びかけ人はご覧のとおり幅広い層から構成されており、中教審の審議状況をみながら、教育基本法「改正」問題に関する様々な企画を考えているところです。

その第一回目の企画——教育基本法「改正」問題を考える——が9月25日午後6時半から早稲田大学文学部33号館第一会議室で開催されます。藤田英典東大教授・前教育改革国民会議委員による基調講演、そして全国PTA問題研究会の味岡尚子さん、人権アクティビストの川田龍平さんによるパネルディスカッションを予定しています。事前申し込みは不要ですので皆さんお誘い合わせの上おいでください。

また、本会は発足当初からホームページを開設し、インターネッ

トを通じての活動も展開中です。ホームページにも是非お立ち寄りくださり、ご意見やご要望をお寄せください。

—呼びかけ人—

味岡尚子(全国PTA問題研究会)、石井小夜子(弁護士)、梅原猛(哲学者)、大岡信(詩人)、尾木直樹(教育評論家)、奥地圭子(東京シユーレ)、川田龍平(人権アクティビストの会)、喜多明人(早稲田大学教授)、小森陽一(東京大学教授)、佐藤学(東京大学教授)、佐藤秀夫(日本大学教授)、瀬戸内寂聴(作家)、依義文(子どもと教科書全国ネット21)、辻井喬(作家)、暉峻淑子(埼玉大学名誉教授)、中川明(弁護士)、中山千夏(作家)、なだいなだ(作家・精神科医)、西原博史(早稲田大学教授)、灰谷健次郎(作家)、藤田英典(東京大学教授、前教育改革国民会議委員)、増田れい子(エッセイスト)、牟田悌三(俳優)、毛利子来(小児科医)

事務局 TEL&FAX 03-3203-4231

mail kyoiku-bunka@rio.odn.ne.jp

URL <http://www1.odn.ne.jp/kyoiku-bunka/>

子どもの権利条約総合研究所編(日本評論社販売協力)

総合的研究誌『子どもの権利研究』創刊のご案内

●年間2回刊行(B5版/100頁) ●創刊号2002年7月末日、第2号2003年1月末日 ●価格2000円(送料込み) ●年間定期購読4000円

「子どもの権利」という言葉は、人々の求める基本的な情報、教養のキーワードの一つになりつつあります。子どもを一個の人格としてその固有の権利を認め、子ども自身のエンパワメントをはかることで、子どもとかわる人々が「楽な気持ち」で子どもとつき合えるようにしていく、そんな発想転換、関係性の問い直しをはかるためにも「子どもの権利(条約)」研究の輪を広げていこう、という機運が盛り上がっています。

また、日本社会で、各地の自治体子ども施策においても、「子どもの権利救済」制度づくりや「子どもの権利条例」(川崎市、北海道奈井江町など)づくりが始まり、また学校現場や福祉施設では子ども自身による権利についての学習=「権利学習」が広がっています。

このような動きを客観的にとらえ、さらに発展させて広げていくことを主眼に、今回、総合的な理論誌『子どもの権利研究』が、子どもの権利条約総合研究所から刊行されることになりました。ぜひ一度お読み下さい。

「子どもの権利研究」

創刊号特集 子どもの権利の総合的保障と学際研究

“実践的子どもの権利学”への道

- *子どもの参加の権利研究の到達点と課題
- *自治体子ども施策と子どもの権利研究
- *司法から見た子どもの権利・人権研究の課題
- *ヤヌシュ・コルチャックの子どもの権利思想
- *アメリカの生徒の権利 少年事件調査制度 親の養育責任と少子化

判例研究

調査研究

- *最高裁学力テスト事件判決 *箱プランコ事故判決
- *中学生「学習権」調査 *自治体「子ども総合調査」
- *日弁連「少年・保護者聴き取り調査」

国連・子ども特別総会に見る「子どもの権利」の争点

文献研究 井上著『子どもの権利ノート』など

子どもの権利研究文献目録(教育学・法学・福祉学などの総合目録)

*情報コーナー 新刊紹介 自由論文投稿要項

■研究所頒価(郵送料込み価格) 創刊号 2,000円

■年間定期購読(年2回) 4,000円(送料込み)

郵便振替00150-3-164280 口座名称 子どもの権利条約総合研究所

郵便振込み申し込みで直接申し込まれるか、下記事務局へお問い合わせ下さい。

研究所事務局:〒152-0034 東京都目黒区緑が丘2-6-1 喜多明人宛

研究所分室(水曜日開設) TEL・FAX 03-5286-3595 E-Mail: crc21@lycos.jp

「子どもの権利条約」No.63

2002年8月20日発行

★発行(隔月刊)

子どもの権利条約ネットワーク

Network for the Convention on the Rights of the Child

〒106-0032 東京都港区六本木4-7-14

みなとNPOハウス

TEL&FAX 03-3746-0744

(事務所受付時間/火・金12:00~17:00)

ホームページ

<http://www6.ocn.ne.jp/~ncrc/>

★発行人 喜多明人

★編集人 内田塔子

★年会費 5000円 学生3000円

18歳未満1000円

定期購読4000円

*郵便振替 00180-2-750150

★印刷 (株)第一プリント